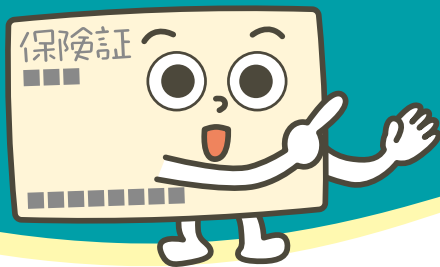


はり・きゅう・あん摩マツサージ

療養費の申請・支払い方法が変わります

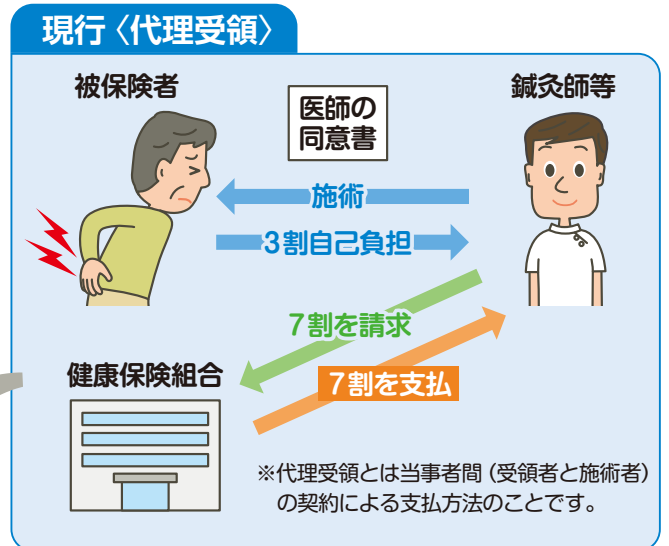
正しく
かかりましょう！



現行では鍼灸師等が被保険者に代わって、「療養費」を申請し受領していますが、この申請・支払方法が2019年5月1日施術分から変わります。具体的には、被保険者がいったん窓口で全額立替払いをし、健保組合へ療養費を支給申請する取扱い（償還払い）となります。

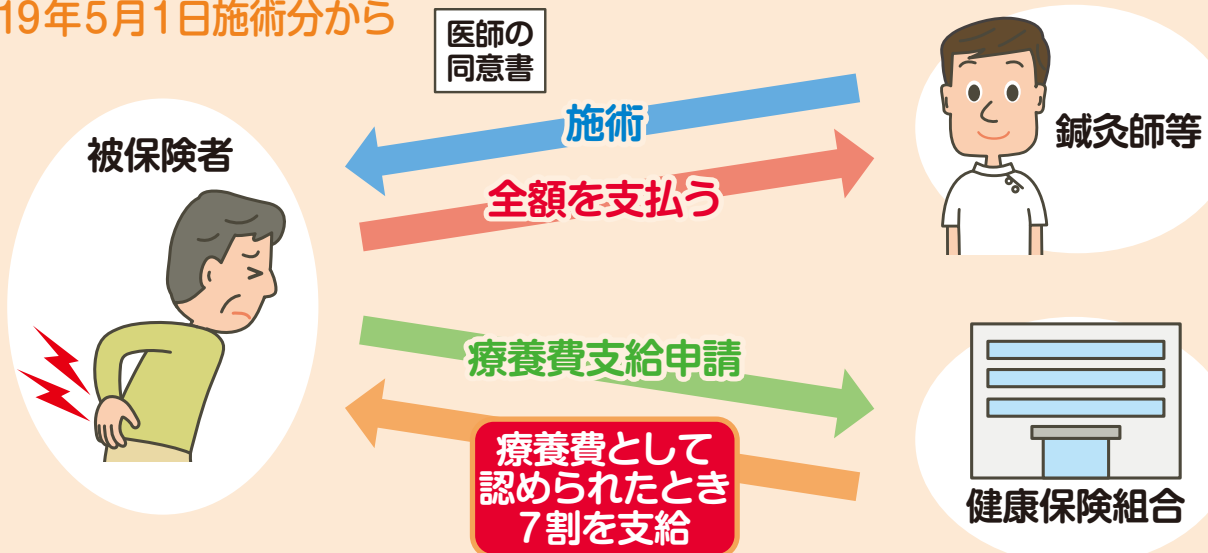
療養費は、一定の要件を満たし、保険者がやむを得ないと認めるときに支払う「償還払い」が原則となっています（健康保険法第87条）。

このたび、厚生労働省の指示により現行の支払方法（代理受領）は認められないこととなりました。



変更後〈償還払い〉

2019年5月1日施術分から



はり・きゅう・あん摩マッサージ



鍼灸師等の施術を受ける場合、一定の条件を満たしていれば健康保険が使えます。健康保険で鍼灸師等の施術を受けるには、**医師の同意書が必ず必要**になります。また、施術が長期にわたる場合には、**6カ月ごとに文書による医師の再同意が必要**になります。医師の同意がなく自分の判断だけで施術を受けた場合は、健康保険が使えません。

はり・きゅうで健康保険が使える疾病

神経痛

五十肩

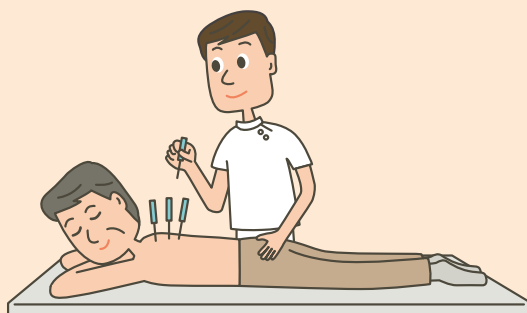
リウマチ

腰痛症

けい わん
頸腕症候群

けい づい ねん ざ
頸椎捻挫後遺症

- 医師による適当な治療手段がなく、はり・きゅうの施術による効果が期待できるものが対象になります。



あん摩マッサージで健康保険が使える症状

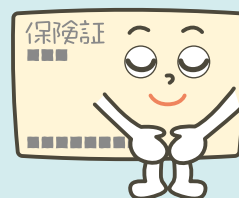
こうしゆく
関節拘縮

きん ま ひ
筋麻痺

- 関節が自由に動かなかったり、筋肉が麻痺している症状に対する施術で、医療上マッサージが必要と認められた場合に限ります。



施術を受けた際には、通院のたびに領収証を必ず受けとり、受けた治療の記録になるので大切に保管しておきましょう。後日、医療保険者から治療内容についてお尋ねすることもあります。健康保険の適正な運営のためにご協力をお願いします。



はり・きゅう、あんま・マッサージ・指圧（あはき） にかかる療養費の申請方法について

日頃は健康保険組合の事業にご理解・ご協力をいただき、御礼申し上げます。

さて、はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師（以下、「施術者」と言う）の施術に係る療養費について、平成 31 年 1 月から厚生労働省による受領委任払いの制度(※1)が導入されることとなり、これに伴い当健保組合が従来行っておりました「代理受領払い」(※2)は、同制度導入後に廃止となります。

保険者がこの受領委任に参加するか否か、委任を終了するか否かについては保険者の裁量によるものとされております。当健保組合において、組合会で審議を行い、従来の支払い方法「償還払い・代理受領払い」から、法律で定められた療養費の「償還払い」(※3)へ移行することとなりました。

つきましては下記のとおり、2019年5月施術分からを対象とし取り扱いを変更いたしますので、ご案内申し上げます。

(※1)受領委任払い（受領委任の取扱規程 保発0612 第2号平成30年6月12日）

患者は一部負担額を施術所で支払い、療養費支給申請書に請求委任の署名をする。施術者等と健保組合は受領委任規程に則り事務の取扱いを行い、療養費は施術者等に支給されるもの

(※2)代理受領払い

患者と施術者等の契約による委任請求に基づき、療養費は施術者等に支給されるもの

(※3)償還払い（健康保険法第 87 条 健康保険法施行規則第 66 条）

患者は施術料全額を施術所で支払い、療養費は被保険者等からの申請と領収書原本等の提出に基づき被保険者または患者に支給されるもの ※法令上支払い方法の原則

記

1. 変更内容

2019 年 5 月施術分より、**償還払い**での支払い方法となります。

（窓口で施術料の全額を支払った後、被保険者が健保組合に療養費の申請を行う方法）

※なお、現在受療している施術者へ『2019 年 5 月施術分より加入している健保組合が償還払いの支払い方法になった』という旨をお知らせください。

2. 申請方法

①施術料の全額を施術所窓口で支払い「領収書」を受け取ります。

②施術者等に施術内容等の証明を受けます。（療養費支給申請書内に記載）

③以下の書類を揃え、当健保組合にご提出ください。

あはき療養費支給申請に必要な書類等

□『療養費支給申請書』

『はり、きゅう用』または『あん摩・マッサージ・指圧用』の該当するものに記入。
施術者と請求者(被保険者)がそれぞれの箇所に記入をします。

用紙は当健保組合ホームページからダウンロードして頂くか、お電話でご請求ください。

□『領収書原本』(全額自己負担額の記載、患者氏名、施術日、領収印のあるもの)

□『医師の施術同意書(原本)』

※初療日から6か月を経過した時点で、更に施術を受ける場合は再度、医師の診察のうえ施術同意(再同意)を受ける必要があります。

また、同意期間内において2回目以降の請求については、医師の同意書の添付は省略または医師同意書(写し)の添付で差し支えありません。

□『施術報告書(写し)』(平成30年10月施術分より)

※施術者の施術報告書交付料の算定が行われている場合は、施術者等が発行した当該書類の写しを確認のため添付してください。

□『往療状況確認書』

※往療の施術を受けた場合には、施術者等へ『往療状況確認書』の記入を受け申請書に添付をしてください。

3. その他注意事項

※暦月(1日～月末日)ごとに申請してください

※当健保組合において審査のうえ、支給決定を行います。

※医療機関との併用確認等のため、支給はおよそ施術月より4～5ヶ月後となる場合があります。

4. 留意事項

- ・2019年5月施術分以降、施術者等からの申請があったものは、委任した被保険者へ申請書を返却させていただきます。お手数ですが、償還払い(領収書(原本)等の添付)の手続きにより再申請をしてください。
- ・申請書類等の取得は、当健保組合ホームページをご確認ください。

-----お問い合わせ-----

徳洲会健康保険組合

☎06-6345-6050